

## 労働者派遣事業におけるマージン率の公開

労働者派遣法 第23条第5項の法律に基づき当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

令和6年1月～令和6年12月

派遣労働者数	9名
派遣先事業所数	8事業所
労働者派遣に関する料金の平均額 1日当たり8時間計算	36,992円
派遣労働者の賃金の額の平均額 1日当たり8時間計算	19,318円
マージン率	48%

マージン率に含まれるもの

- ① 派遣労働者が従事する際の開発パソコン及びライセンス利用料等
- ② 雇用主として負担する社会保険料（労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等）
- ③ 派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇、季節休暇に充当した費用
- ④ 派遣労働者の待機による人件費
- ⑤ 資格取得や技術研修、社外研修参加補助に充当した費用
- ⑥ 営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ⑦ オフィス賃料、宣伝広告費、通信費をはじめとする諸費用
- ⑧ 健康診断、親睦会などの福利厚生費
- ⑨ 営業利益

労使協定について（派遣法第30条の4第1項）

締結種別	労使協定
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先に就業させる全ての派遣労働者
有効期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

教育訓練に関する事項

- 安全教育
- 情報セキュリティ教育
- 入職時研修
- 技術訓練(エンジニア)
- 資格取得支援
- スキルアップ研修
- 分野別技術研修
- キャリア開発研修
- リーダー研修
- マネジメント研修